



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課）…………… 2

公 告

- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁働き方改革推進課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁働き方改革推進課）…………… 5

企業局事項

- 沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程…………… 6

人事委員会事項

- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

告 示

沖縄県告示第90号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 新川(2)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
島尻郡	南風原町	新川	新川原	479番	1
島尻郡	南風原町	新川	新川原	480番	2
島尻郡	南風原町	新川	新川原	480番	3
島尻郡	南風原町	新川	新川原	480番	4
島尻郡	南風原町	新川	新川原	487番1	5
島尻郡	南風原町	新川	新川原	487番1	6
島尻郡	南風原町	新川	新川原	487番1	7
島尻郡	南風原町	新川	新川原	474番12	8
島尻郡	南風原町	新川	新川原	474番13	9

島尻郡	南風原町	新川	新川原	474番14	10
島尻郡	南風原町	新川	新川原	474番15	11
島尻郡	南風原町	新川	新川原	474番17	12
島尻郡	南風原町	新川	新川原	474番18	13
島尻郡	南風原町	新川	新川原	478番	14

沖縄県告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第559号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・名2号田井等公園
- 3 事業施行期間 平成14年6月21日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 泊・新港臨港地区（11号岸壁背後用地及び10号岸壁背後用地）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 泊・新港臨港地区（12号岸壁及び背後用地）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画下水道の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 那覇市公共下水道
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月19日 沖縄県指令土第458号、令和元年10月8日 沖縄県指令土第724号（変更）、令和3年5月20日 沖縄県指令土第361号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字座喜味東原2943番1及び2943番3のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 読谷村字座喜味2901番地1 読谷村長 石嶺傳實
- 5 検査済証番号 令和8年2月5日 第5038号
- 6 工事完了年月日 令和3年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月1日 沖縄県指令土第164号、令和6年8月20日 沖縄県指令土第635号（変更）、令和7年12月10日 沖縄県指令土第908号（変更）、令和8年2月6日 沖縄県指令土第129号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字富着幸地原1043番202ほか10筆及び90番ほか4筆のそれぞれの一部並びに字谷茶上久兼久原1919番27ほか4筆のそれぞれの一部（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都台東区東上野一丁目14番7号 PGMプロパティーズ株式会社 代表取締役 田中耕太郎
- 5 検査済証番号 令和8年2月6日 第5039号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月1日 沖縄県指令土第174号、令和6年9月26日 沖縄県指令土第714号（変更）、令和7年3月26日 沖縄県指令土第311号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字真栄里宮鳥301番1ほか10筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市大山七丁目2番10号 株式会社サンエー 代表取締役 豊田沢
- 5 検査済証番号 令和8年2月17日 第5041号
- 6 工事完了年月日 令和8年1月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受

ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県教職員住宅管理業務委託
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 沖縄県内に本店を有し、かつ、沖縄本島に事業所を有すること。
 - (2) 沖縄県内において、現に管理を行っている賃貸住宅の戸数が300戸以上であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - オ 営業経歴書
 - カ 実施体制（組織体制、連絡体制、全従業員数、沖縄県教職員住宅管理業務に当たる従業員数及び事業所の所在地等）が分かる書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁働き方改革推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-894-7883
 - (3) 申請書等の受付期間 令和8年3月3日（火曜日）から同月6日（金曜日）までとし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年3月31日（火曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県教育委員会が実施する沖縄県教職

員住宅管理業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県教職員住宅管理業務委託 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 履行場所 北部地区教職員住宅、久米島地区教職員住宅、宮古地区教職員住宅及び八重山地区教職員住宅

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年3月3日付け沖縄県公報定期第5391号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県教職員住宅管理業務委託に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 令和8年3月3日（火曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁働き方改革推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和8年3月3日（火曜日）から同月17日（火曜日）まで
- (2) 場所 沖縄県教育委員会ホームページ

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月17日（火曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県教育庁1階サーバー室 那覇市寄宮1丁目2番16号

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年3月3日（火曜日）から同月17日（火曜日）まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する方法 沖縄県教育委員会ホームページから入手すること

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁働き方改革推進課
 - (2) 所在地 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和8年3月16日(月曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁働き方改革推進課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所 実施しない。
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) この公告による入札に係る契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年沖縄県条例第56号)に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) The Name and Quantity of the Specified Services
Okinawa Prefecture Teachers' Housing Management Service Outsourcing 1 Set
 - (2) Date for Bid
March 17, 2026 10:00 a.m.
 - (3) Point of Contact
Work Style Reform Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-8501 Japan, Telephone 098-894-7883

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月3日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局エネルギー管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局エネルギー管理規程(平成18年沖縄県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「各浄水管理事務所」を「北谷浄水管理事務所」に、「を輪番で」を「の職にある者をもって」に改める。

附 則

この規程は、令和8年3月3日から施行する。

人事委員会事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第2号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2のエ3級の項中「11,900円。ただし、条例別表第4教育職給料表(2)の備考2に定める職員にあつては、」を削り、同表のエ4級の項中「13,100円」を「13,300円」に改め、同表のオ3級の項中「11,500円。ただし、条例別表第4教育職給料表(3)の備考2に定める職員にあつては、」を削り、同表のオ4級の項中「12,700円」を「12,900円」に改める。

別表第3のエ3級の項中「9,900円。ただし、給与条例別表第4教育職給料表(2)の備考2に定める職員にあつては、」を削り、同表のエ4級の項中「12,500円」を「12,600円」に改め、同表のオ3級の項中「9,700円。ただし、給与条例別表第4教育職給料表(3)の備考2に定める職員にあつては、」を削り、同表のオ4級の項中「12,200円」を「12,300円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、別表第2のエ4級の項の改正規定、別表第2のオ4級の項の改正規定、別表第3のエ4級の項の改正規定及び別表第3のオ4級の項の改正規定は、令和8年1月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1